

## 令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(土木編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)																																																																																																																																																																																																																														
I-2-②-29	第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3 現場管理費	<p>別表第2 第1表 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1,276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1,370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2,408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1,692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>別表第2 第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1,623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2 第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	工種区分	対象額	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p>別表第2 第1表 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1,118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1,229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2,132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1,528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>別表第2 第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>65.88</td><td>1,465.2</td><td>-0.1968</td><td>31.45</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2 第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th>対象額</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613.0</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	工種区分	対象額	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45	工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25
工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする		2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																											
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																																													
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																																													
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																																													
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																																													
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																																													
P C 橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																																													
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																																													
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																																													
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																																													
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																																													
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																													
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象額	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																																													
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																																																																																																													
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																																																																																																													
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																																																																																																													
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																																																																																																													
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																																																																																																													
P C 橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																																																																																																													
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																																																																																																													
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																																																																																																													
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																																																																																																													
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																																																																																																													
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																																																																																																													
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象額	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																																																																																																													
工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																													
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																												
			A	b																																																																																																																																																																																																																													
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29																																																																																																																																																																																																																													
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																																																																																																													

令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(土木編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)																																																																																								
I-2-②-30	第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3 現場管理費	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	A		b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	<p>第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円を超え20億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.57</td> <td>351.0</td> <td>-0.1202</td> <td>26.75</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.78</td> <td>103.5</td> <td>-0.0609</td> <td>28.09</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>45.56</td> <td>189.4</td> <td>-0.0884</td> <td>28.52</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.99</td> <td>49.0</td> <td>-0.0209</td> <td>31.32</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.21</td> <td>202.3</td> <td>-0.1034</td> <td>22.09</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.72</td> <td>46.8</td> <td>-0.0222</td> <td>29.09</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	20億円を超えるもの	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	A		b	共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09	トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09
		工種区分			適用区分	対象額			2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	20億円を超えるもの																																																																																	
						1,000万円以下					1,000万円を超え20億円以下																																																																																
			A			b																																																																																					
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																						
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																						
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																						
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																																						
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																						
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																																						
工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	20億円を超えるもの																																																																																						
		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下																																																																																								
		A				b																																																																																					
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75																																																																																						
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09																																																																																						
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																																																						
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32																																																																																						
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09																																																																																						
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09																																																																																						
<p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	50億円を超えるもの	3億円以下	3億円を超え50億円以下	A		b	コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24	<p>第5表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">適用区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="3">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>3億円以下</th> <th>3億円を超え50億円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>31.19</td> <td>35.0</td> <td>-0.0059</td> <td>30.68</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>34.59</td> <td>154.9</td> <td>-0.0768</td> <td>27.87</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	50億円を超えるもの	3億円以下	3億円を超え50億円以下	A		b	コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68	フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87																																												
工種区分			適用区分	対象額			2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	50億円を超えるもの																																																																																			
				3億円以下					3億円を超え50億円以下																																																																																		
	A			b																																																																																							
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																						
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																						
工種区分	適用区分	対象額		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	50億円を超えるもの																																																																																						
		3億円以下	3億円を超え50億円以下																																																																																								
		A				b																																																																																					
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68																																																																																						
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87																																																																																						
<p>2) 算定式  <math>J_o = A \cdot N p^b</math>  ただし、<math>J_o</math>:現場管理費率(%)  <math>N p</math>:純工事費(円)  <math>A, b</math>:変数値                      (注) 1. <math>J_o</math>の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。                      2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	<p>2) 算定式  <math>J_o = A \cdot N p^b</math>  ただし、<math>J_o</math>:現場管理費率(%)  <math>N p</math>:純工事費(円)  <math>A, b</math>:変数値                      (注) 1. <math>J_o</math>の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。                      2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>																																																																																										

## 令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)
1-1-2	<p><b>第1編 測量業務</b></p> <p><b>第1章 測量業務積算基準</b></p> <p><b>第1節 測量業務積算基準</b></p> <p><b>1-3 測量業務費</b></p> <p><b>1-3-2 測量業務費構成費目の内容</b></p>	<p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 印刷製本費 印刷製本費は、成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費〔(計画・調査編)積算参考資料〕 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費〔計上する必要がある場合は、検査指導課に協議する事とする〕 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 印刷製本費 印刷製本費は、成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費〔(計画・調査編)積算参考資料〕 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費〔計上する必要がある場合は、検査指導課に協議する事とする〕 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

## 令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)
2-1-3	<p><b>第2編 地質調査業務</b></p> <p><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第1節 地質調査積算基準</b></p> <p><b>1-2 地質調査業務費</b></p> <p><b>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</b></p>	<p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)																																								
2-1-5	<p>第2編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方法</p>	<p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="546 443 1272 660"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>40.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p>ただし、Z：諸経费率(単位：%)  Y：対象額(単位：円) (直接調査費+間接調査費)  A、b：変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%	<p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1352 427 2078 644"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p>ただし、Z：諸経费率(単位：%)  Y：対象額(単位：円) (直接調査費+間接調査費)  A、b：変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
		A	b																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%																																							
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
		A	b																																								
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																							

# 令和5年8月 積算基準及び標準歩掛(計画・調査編) 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)
3-1-1	<p><b>第3編 土木設計業務</b></p> <p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>1-2 業務委託料</b></p>	<p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1. 業務委託料の構成</p> <div style="margin-left: 20px;"> </div> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 旅費交通費 b 印刷製本費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料等</p> <p>(ハ) 直接経費(積上計上するものを除く) 直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>(イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価からなる。</p>	<p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1. 業務委託料の構成</p> <div style="margin-left: 20px;"> </div> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 旅費交通費 b 印刷製本費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料等</p> <p>(ハ) 直接経費(積上計上するものを除く) 直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>(イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。</p> <p>※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価からなる。</p>